



# 金沢市公報

号外第9号

平成17年(2005年)4月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

●監査公表

○監査公表(第12号)

(監査事務局)

1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 柏野博英から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成17年4月12日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

### 包括外部監査結果報告書

平成17年3月30日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	上	田	忠	信	様
金沢市監査委員	増	江		啓	様

包括外部監査人 柏 野 博 英

「公有財産(施設)の管理、取得及び処分について」



(除く 災害復旧費)

(単位 百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
普通建設事業費	56,392	58,583	49,694
土木用地取得費	10,442	7,208	3,668
差引施設に対する投資	45,950	51,375	46,026

また平成15年度までの過去10年間の平均補修費は1,059百万円で、平成15年度までの3年間を見ると維持補修費が抑制されている。

(単位 百万円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
維持補修費	985	936	759

このような多額の財政的支出によって設置され、維持されている施設が、有効かつ効率的に活用されているかを監査し、あわせて公有財産の取得処分のあり方を監査することは重要と認め選定した。

#### 第4節 監査の対象と要点

市が管理する「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。そのうち公有財産とは、

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物
- 四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
- 五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
- 六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利
- 七 出資による権利
- 八 不動産の信託の受益権

となっている。また市有財産は使用目的によって行政財産と普通財産に区別される。行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

公有 財産	行政 財産	公用 財産	市が事務・事業を執行するために直接使用することを本来の目的とする財産（例 庁舎、市民センター）
		公共用 財産	市民の一時的共同利用に供することを本来の目的とする財産（例 小中学校、市営住宅、体育館、図書館、公園、道路）
	普通 財産	行政財産以外の一切の財産	
	物	品	市が所有する動産など（現金などを除く）（例 備品、消耗品、動物）
	債	権	金銭の給付を請求し得る権利 （例 市民税・分担金・使用料に関する債権、損害賠償請求権）
	基	金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる、または定額の資金を運用するために設けられるもの

今回の監査では不動産のうち建物(施設)を取り上げたが、これまでの10年間に金沢市が取得

した建物の延べ面積と主な施設は以下のとおり。

決算年度	建物延面積	主 な 内 訳		
平成7年度	1,225,448 (㎡)	駅西保健所	泉野図書館	額新町2丁目住宅
		金沢南斎場	大和町事務所	緑住宅
平成8年度	1,239,467	清泉中学校	松寺町住宅	西部衛生センター
平成9年度	1,265,805	武蔵地下駐車場	明成小学校	栗崎町住宅
平成10年度	1,266,151	松寺町住宅	金石曙住宅	金沢市立工業室内プール
平成11年度	1,293,812	栗崎町住宅	鳴和台市民体育会館	西部共同調理場
平成12年度	1,304,740	松寺町住宅	東部サイクルクラブ	食肉検査所
平成13年度	1,318,693	栗崎町住宅	額新町住宅	中央公民館彦三館
平成14年度	1,331,630	栗崎町住宅	松寺町住宅	前田土佐守家資料館
平成15年度	1,357,862	金沢市教育クラブ富樫	八日市住宅	北部共同調理場
平成16年度	1,398,431	戸室サイクルクラブ	石川県金沢食肉センタ	金沢市役所美術館駐車場

今回監査の対象とした施設は主として市民の一時的共同利用に供することを本来の目的とする公共財産(小規模施設、無人施設 機械器具置場 倉庫等を除く)につき監査し、環境衛生施設等の一部公用財産に及ぶ(第4章 参考資料参照)。また資産の取得に関しては、15年度以降に工期が完了する工事につき監査した。

施設の種類としては以下に記載するとおりである。

学校・教育・保育・体育施設 公民館 市営住宅  
公園施設(建物部分のみ) 文化施設・観光施設 福祉施設  
環境衛生施設 その他公共施設

#### 監査要点

今回の監査においては、施設の目的や活用状況から見た施設の有効性や効率性(地方自治法238条の2①)、施設自身の取得のあり方(処分については見るべきものがなかった)、財産としての管理の状況などにつき監査した。但し施設の収入については施設の有効利用の観点から視野に入れた施設(市営住宅)がある。また個別の要点や手続きは第2章に記載している。

### 第5節 監査の実施期間

平成16年7月から平成17年1月まで

### 第6節 監査の補助者

高口 稔 早川晃治 坂下清司 塚崎俊博 窪田隆之 安藤眞弘 (以上公認会計士6名)

## 第2章 監査の結果

### 第1節 公有財産管理一般(総務課)

#### ① 財産管理の概要

金沢市の財務規則によれば、市有財産は総務部長が、市長の命を受け、総括し(財務規則第190条)、各部の部長は、その所管に属する行政財産を管理するものとなっている。(同第191条)

一方普通財産は、総務部総務課長がこれを管理するものとなっているが、総務部長が特に必要があると認めるときは、当該普通財産を所管部長に管理させることができる(同第192

条)。

所管する公有財産に関する注意義務としては(同第193条)、

- (1) 公有財産の使用目的の適否
- (2) 公有財産の維持保存
- (3) 電気、ガス、給排水等の設備の良否
- (4) 土地の境界
- (5) 台帳及び附属図面と所管する公有財産との照合

公有財産取得前の処置としては、購入、交換、寄附その他により公有財産を取得するときは、あらかじめその財産について必要な調査を行い、権利の設定又は特殊の義務があるときはその所有者及び権利者に対しこれを消滅させ、またこれに関し必要な処置をさせなければならない(同第194条)。

購入、交換、建築、工作物等によって公有財産を取得したとき又は法令若しくはその他の事由によって財産が市に帰属したときは、課長はそのつど公有財産取得通知書(様式第88号)により総務課長に通知しなければならない(同第196条)。

課長は、次に掲げる財産を取得したときは、直ちに当該財産を登録しなければならない(同第199条)。この規定は、登記し、又は登録した財産が異動し、又は滅失した場合について準用する。

- (1) 土地、建物、地上権、地役権、採石権及びその他法令によって登記できる財産
- (2) 特許権、著作権、実用新案権、電話加入権、意匠権及びその他法令によって登録できる財産

課長は、前条の規定により財産を登記し、又は登録したときは、当該財産に係る登記済書又は登録済証を総務課長に提出しなければならない。総務課長は、提出された登記済書又は登録済証を保管する(同第200条)。取得した財産は、公有財産の種類及び種目の区分に従い財産台帳に記載されなければならない。(第224条 第227条)

そのほか所管換え(第221条)、所属換え(第221条の2)、用途変更(第221条の3)、異なる会計間の移管等(第221条の5)、建物の取壊し(第221条の6)などの手続きがある。

## ② 監査手続き

以上のような手続きが、正しく行なわれているかどうか、平成15年度の財産の増減及び財産台帳の正確性を財産台帳・市有財産表・各種通知文書等で確認した。

## ③ 監査結果

平成15年度市有財産表と総務課財産台帳と突合した結果、公共用財産・公用財産ともすべて一致したが以下の問題点があった。

## 指摘事項

- ①財産の管理上の番号である施設番号が、担当課の変更 地番や名称の変更 分類区分の変更により変わってしまい、その施設に係わる経緯がわからなくなっているものがある。
- ②平成12年度のシステム導入以前の財産台帳上の購入価格や資本的支出が引き継がれずわからなくなっているものがあり早急に調べておく必要がある。
- ③所管課から総務課への財産取得の通知もれ(遅れた通知を含む)が9件ある。
- ④新築建物は担当課で登記する必要があるが、平成15年度取得分までは建物の新築登記をしていなかった。今後総務課は、所管課に対し速やかに登記簿謄本を添えて総務課へ通知するよう指導されたい。

## 意見

財産のデータをコンピュータソフトで一元的に歴史的管理をしようとするれば、所管課が変わるごとに財産管理番号を変更する現在の方式のほかに1物件1管理番号の方式を検討するべきではなからうか。

## 所管課から総務課への財産取得の通知もれ(遅れた通知を含む)の一覧

課名	施設名称	建物名称	所在地	建築年月日	延床面積 ㎡	構造コード
緑と花	穴水町児童公園	器具庫	長土堀1丁目151	昭和36年7月01日	4.60	コンクリートブロック造
緑と花	笠舞第4児童公園	倉庫	笠舞本町2丁目71	昭和42年1月01日	5.40	コンクリートブロック造
緑と花	本多公園	管理棟	本多町3丁目51-1	昭和44年7月01日	33.11	コンクリートブロック造
消防総務	駅西消防署 鳴和出張所	鳴和出張所	神宮寺2丁目156	昭和45年2月26日	226.94	鉄筋コンクリート造 〔RC造〕
生涯学習	芳斉公民館	青少年談話室	芳斉2丁目73	昭和45年5月01日	35.00	軽量鉄骨造 〔LGS造〕
保健推進	小動物管理センター	畜犬センター	高柳町10の106-1	昭和49年11月15日	106.56	鉄筋コンクリート造 〔R造〕
消防総務	駅西消防署	自転車置場	駅西本町1丁目1113	昭和54年3月01日	19.20	鉄骨造〔S造〕
緑と花	有松児童遊園	ヘリコプター展示棟	有松4丁目155	昭和54年10月31日	73.64	鉄骨造〔S造〕
緑と花	有松児童遊園	消防自動車展示棟	有松4丁目155	昭和54年10月31日	24.50	鉄骨造〔S造〕

## 第2節 入札制度(財産の取得手続き 監理課)

## 第1項 入札制度(工事)

## ①監査の要点

施設の取得は、歴史的建造物などの場合中古物件を取得することもあるが、それ以外はほとんど建設による取得である。実際15年度に増加した施設の中で中古物件の取得によるもの

は、2件しかない。その建設に係わるコストは設計そのものに依存するが、契約手続きとしての入札制度が有効に機能するかどうかにもかかわっている。なぜなら入札制度本来の趣旨である競争原理が働けば、必然的に合理的な建設コストが達成されるものと考えられるからである。そこで契約手続きとしての入札制度の運用状態(合規性 経済性)を監査した。

## ②監査手続き

入札制度に対する監理課への質問し、工事契約関係要綱等を参照し、平成14～15年度の工事契約の監査を実施した。

- 1 建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (H16.12.21告示)
- 2 工事契約事務取扱要領 (H16.4.1改正) (別表1) (別表2.4.5) (別表3)
- 3 金沢市建設工事共同企業体取扱要綱
- 4 金沢市建設工事共同企業体事務取扱要領
- 5 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領
- 6 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領の取扱いについて
- 7 下水道管渠築造工事等の新規指名業者の取扱いについて
- 8 契約後VE試行要領
- 9 金沢市建設工事に係る制約付き一般競争入札実施要綱(平成16年4月1日 改正)
- 10 金沢市建設工事に係る公募型指名競争入札実施要綱(平成16年4月1日改正)
- 11 金沢市入札制度評価委員会設置要綱(平成15年4月1日)
- 12 金沢市建設工事の請負契約における苦情処理に関する要綱(平成15年4月1日)
- 13 低入札価格調査実施要領(平成15年4月1日) 様式一覧
- 14 低入札価格調査マニュアル(平成15年4月1日) 様式一覧
- 15 談合情報対応マニュアル(平成15年4月1日)
- 16 金沢市契約規則(平成15年4月1日)

## ③金沢市の入札制度の概要

金沢市の入札制度は以下の5つの柱からなっている

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 低入札価格調査制度
- (4) 最低制限価格制度
- (5) 予定価格の事前公表

(3) 低入札価格調査制度および(4)最低制限価格制度は、入札による業者間の過当競争の防止と、工事品質の低下を防止する為のものとして入札価格の下限について定めたものであり、(5)予定価格の事前公表は内部からの情報流出による不正防止と入札手続における透明性の確保を目的としている。

これまでの入札制度適正化の経緯を以下に示す

(平成15年4月1日現在)

改 善 項 目	改 善 策 の 内 容	実 施 状 況
1. 工事発注の見直し等に関する情報及び入札及び契約の過程、内容並びに随意契約の相手方の選定理由の公表	適正化法に基づき250万円を超える工事を対象に、工事名、場所、期間、種別、入札時期等の発注の見直し、及び有資格者名簿、指名基準は事前に、指名業者名、指名理由、入札者名、入札金額等は事後に公表する	H13.4実施済(適正化法に基づく)
2. JV制度の運用基準の公表	適正化指針に基づき公開	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
3. 入札及び契約の過程における苦情処理制度	適正化指針に基づき、入札及び契約の過程における苦情及び再苦情の処理制度を契約規則に明記する。	H15.4実施(適正化指針に基づく)
4. 予定価格の事前公表	130万円超の入札に付す全工事が対象	H15.4実施(提言に基づく)
5. 低入札価格調査制度	予定価格が5千万円以上の工事が対象	H15.4実施(提言に基づく)
6. 最低制限価格及び低入札価格調査制度における基準価格並びに調査結果の公表	適正化指針により事後に公表する	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
7. 130万円超の全工事で工事費内訳書を提出させる	建設業者の積算能力向上のため、全ての工事で積算内訳書の提出を義務づける	H13.4実施済(適正化指針に基づく)
8. 業者に対する技術指導の文書化を徹底	適切かつ公正な指導を行うため全て文書化を徹底し、業者に通知する	H13.4実施済
9. 指名基準、その運用基準及び選考会の運用に関する事項の明文化	指名基準、運用基準及び選考会の運営に関する事項の明文化について検討する	・指名基準、運用基準については、H13.4 改正済み ・H15 4月金沢市工事請負業者選考会規程を契約規則に取り込む
10. 予定価格が5億円以上の工事については、制約付き一般競争入札また予定価格が1億円以上5億円未満の工事については公募	試行結果を踏まえて、H15年度から本格実施	H15.4実施(提言に基づく)
11. VE方式及び総合評価方式の導入について検討	品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、VE方式又は総合評価方式の導入の検討を行う。	現在実施に向けて検討中 (契約後VEについてはH13試行済み)
12. 指名競争入札の入札参加業者数の増加を図る	競争性の促進、入札参加機会の拡大を図るため実施する	H13.4実施済(適正化指針に基づく)・指名する業者数を概ね20%増加



13. 現場施工体制の点検の強化、点検基準の公表、施工体制把握に係る要領の策定・公表を実施し、監理技術者の専任の確認をすることにより、ペーパーカンパニー等を排除	不良・不適格業者を排除するため、現場の確認及び監理技術者等の専任状況の確認を強化する	H13.4実施済(適正化指針に基づく) 中間検査の実施回数 3回/年→4回/年に増加
14. 工事成績評定を受注者に通知するとともに公表		H13.4実施済
15. 受注者の国際標準化機構(ISO)規格の取得を促進	公共工事の品質確保に効果的なISO9000シリーズの認証取得を入札参加資格の一つとして活用しながら取得を促す	H14からISO9000シリーズの取得を公募要件とした公募型指名競争入札を実施H15・H16入札参加資格者申請からの主観評点にISO取得の項目を取り入れる
16. ダンピング受注の排除	最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適切に活用することで、ダンピング受注を排除する	H15.4から重点調査対象工事について特に慎重な調査を実施
17. 不正行為及び談合に対する指名停止期間を現行の2倍に延長するとともに、相手方の名称、期間、理由等を公表		H13.4実施済(適正化指針に基づく)
18. 不正行為の公正取引委員会等関係官庁への通報・連絡体制の強化	談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会への通知を行う。また、一括下請等があると疑うに足りる事実を認めた場合は建設業許可行政庁等に対し通知する	H13.4実施済(適正化法に基づく)
19. 捜査機関等との連携		H13.4実施済(適正化指針に基づく)
20. 談合情報に基づき談合の可能性が高い場合に再入札を実施する	情報提供者名、落札業者名、落札金額等が明らかである等談合があると疑うに足りる事実があるときは、指名替えをして再入札を実施する	H13.4実施済
21. 契約条項に談合に関する損害賠償、違約金を規定する		H14.4実施済、併せてH15.4から契約規則に明文化
22. 入札及び契約事務に関する第三者機関の設置	金沢市入札制度評価委員会の設置	H15設置予定(契約規則に明文化 H15設置済)
23. 入札・契約事務にインターネットの活用	現在、コリンズの活用や制約付き一般競争入札等の公告・掲示及び入札参加者資格申請に活用しているが、今後電子入札等全面的な活用について研究を進める	公共事業支援統合情報システム(CALS /EC(石川県版))の構築に参画し、H17からの電子入札に向けて検討中(現在H20から本格実施を目指しH17から試行予定)
24. 入札参加資格に主観点数を導入	入札参加者資格に経審の客観点数に加えて主観点数を加味する 工事成績・優良工事表彰の有無・指名停止の有無・ISOの取得状況・技術者数	H15・H16入札参加資格者申請から実施済

(注) 適 正 化 法 : 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律

適正化指針 : 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

提 言 : 平成15年1月28日入札制度改善検討委員会からの提言

#### ④監査結果1(指名競争入札制度)

金沢市の入札のH14, 15年度の工事に係る入札方法を分析すると次のとおりである。

年度	制約付 一般競争	公募型 指名競争	指名競争	計
H14	22	19	373	414
H15	15	27	335	377
計	38	46	708	791
構成比	4.7	5.8	89.5	100

(注) 予定価格250万円以上 土木工事を除く

指名競争入札と公募型指名競争入札が全体の95.3%を占めており、金沢市に於ける入札の本流は指名競争入札制度であるといえる。指名競争入札の場合、指名業者の選定が必要であり、市監理課では「工事契約事務取扱要領」第14条(指名競争入札の指名業者選択基準)により業者を選択している。

#### (指名基準)

第14条 指名競争入札において入札参加者を指名しようとする場合には、第12条に規定する有資格者名簿に登録した者のうち、別表第1により工事の種類別に工事の予定金額に見合う等級を有する者の中から、次の各号に掲げる事項を考慮して指名しなければならない。ただし、必要があると認める場合には、直近の上位又は下位の等級に属する者の中から指名することができる。

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無その他信用状況
- (2) 工事成績
- (3) 技術者の状況
- (4) 手持工事の状況
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- (6) 当該工事施工について技術的適性
- (7) 審査基準日以降における市税納付の有無
- (8) 建設業法第3条の規定による許可の有無
- (9) 審査基準日以降において落札して契約を締結しなかった事実の有無
- (10) 申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載の有無
- (11) 審査基準日以降における安全管理の状況及び労働福祉の状況
- (12) 特定建設業の許可の有無

2 前項各号に掲げる事項の運用基準については、別表第3に定めるとおりとする。

#### 別表第3 (第14条関係)

運用基準については次のとおりとする。ただし、特に判断を要する事項については、工事請負業者選考会で審議のうえ決定する。

#### 指名基準運用基準

- (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無その他信用状況  
次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

- ア 金沢市建設工事請負業者等の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中であること。
  - イ 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
    - (7) 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
    - (8) 下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
  - ウ 一括下請を行ったことが明確であること。
  - エ 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適切であると認められること。
  - オ 会社更生法に基づく会社更正手続開始の申立てがなされ指名競争参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が極めて不安定であると認められること。なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに指名から除外しないこと。
- (2) 工事成績
- ア 金沢市工事検査成績の評点要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）が一つの工事において80点以上であり、かつ、すべての工事において75点未満の工事成績がないこと、又は金沢市優良建設工事の表彰を受けていること等工事の成績が特に優良である場合は指名回数を増加する。
  - イ 一つの工事成績が70点未満である場合は指名回数を減ずる。
- (3) 技術者の状況
- ア 工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
  - イ 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。
- (4) 手持ち工事の状況
- 手持ち工事の件数、工事現場従業員の保有状況からみて当該工事を施工する能力があると認められること。
- (5) 当該工事に対する地理的条件
- 主たる営業所の所在地が当該工事場所に近接し、かつ、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実、円滑に実施できる体制が確保できると認められること。
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- ア 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。
  - イ 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。
  - ウ 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- (7) 審査基準日以降における市税納付の有無
- 市税を滞納しているときは、指名しないものとする。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可の有無
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可が無い場合は、指名しないものとする。
- (9) 審査基準日以降において落札して契約をしなかった事実の有無

審査基準日以降において落札して契約を締結しなかった事実があった場合は、指名を制限するものとする。

(10) 申請書および添付書類に関する虚偽の事実記載の有無

申請書および添付書類に関する虚偽の事実記載が判明した場合は、指名しないものとする。

(11) 審査基準日以降における安全管理の状況および労働福祉の状況

ア 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

イ 賃金不払いに関する労働基準監督署からの通報が市長に対してあり、当該状況が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。

(12) 特定建設業の許可の取得の有無

請負者が建設業法第16条に規定する下請契約を締結することが予想される建設工事にあつては、特定建設業の許可を有しない者は指名しないものとする。

具体的には、監理課の担当者が所謂“短冊”といわれるシートを用いて特定の業者にかたよらず同上の基準と発注する工事との適応が図られるべく作業の上、選定され、物件によっては「金沢市工事請負業者選考会」に図り決定している。

この選考会に付託する基準は、競争入札にかかる設計額1,000万円以上の工事、測量設計及びシステム開発業務委託随意契約については設計額500万円以上)

となっており、選考会の実績としては下表のとおりである。

選考会	H13	H14	H15	H16
検討件数	844件	731件	626件	528件

(注) H16は、12月28日まで

H13～H15否決事例は各5件程度、選考会会場にて案件を修正又は事務局に一任されたケースは、議案書上現れていない。

このような指名業者決定作業は工事適格業者が多い場合には継続的安定的かつ公平な選択をするのに多くの時間を要しているが、指名入札のメリット、デメリットは次の通りである。

(1) メリット

- (ア) 信用があり誠実な業者を選定できるため質の高い工事が期待できる。
- (イ) 入札参加資格審査や施工監督等の事務が軽減できる。
- (ウ) 次回以降も指名が受けられるよう、良質な施工を行なうとする意欲を業者に与えることができる。
- (エ) 中小企業の受注機会の確保に配慮することができる。

(2) デメリット

- (ア) 恣意的な運用がなされる恐れがある。
- (イ) 指名により入札参加者が絞られることから、談合を誘発する可能性がある。

一方目を転じて落札率をH14～H15年度につき分析したところ次のとおりである。

落札率 年度	100～96	95～91	90～86	85～81	80～76	75～71	70以下	計
H14	280	74	13	14	28	4	1	414
H15	245	89	3	6	6	28	—	377
計	525	163	16	20	34	32	1	791
%	66.6	20.6	2.0	2.5	4.3	4.0		

(注) 工事に係わる入札・契約内容一覧表(予定価格2,500千円以上 土木を除く)

分析の結果、落札率90%以上での落札が発注全体の87.2%を占め、落札率96%以上では全体の2/3である66.6%となっている。

H14.4.1からH16.9.30までの監理課へ寄せられた談合情報を調べてみたところ18件の情報が電話、又はFAXがあった(全部匿名)。その後監理課の措置(具体的措置の表参照)はなされたが、内12件(67%)が予告通りの業者が落札し、落札率は1件を除きいずれも90%台でかなり高率である。さらに予告時、落札業者名を名のっていない情報が2件あるが、その落札率は97%～98%と高率である。

談 合 情 報 一 覧 表

3-1 (平成14年度)

情報 月日	工 事 件 名	入札 月日	契約額 (千円)	落札率	情報源	契 約 者	具体的 措置
5/10	金沢市立小坂小学校屋内 運動場改築工事(建築工 事)	5/27	422,415	97.2%	匿名 (電話)	予告された落札 業者に同じ	①④⑥ ⑧⑨
6/14	上菊橋架替工事(下部工)	6/17	174,300	94.9%	匿名 (電話)	予告された落札 業者に同じ	②④⑥ ⑧⑨
7/30	金沢市教育プラザ富樫 (仮称)整備工事	8/26	577,500	95.0%	匿名 (ハガキ)	予告された落札 業者に同じ	②④⑥ ⑧⑨
	卯辰山公園(仮称)健康 交流センター整備工事		529,200	95.9%		予告された落札 業者以外の業者	
	粟崎町住宅建設工事 (4期)		740,250	94.8%		予告された落札 業者に同じ	
10/23	A3路線外3路線築造工 事	10/25	28,560	98.8%	匿名 (電話)	予告業者名なし	①⑧
	松村線外8路線築造工事	10/30	51,975	97.2%		予告業者名なし	
12/17	西金沢駅西広場整備工事	1/10	48,510	93.0%	匿名 (電話)	予告された落札 業者に同じ	①④⑧

談 合 情 報 一 覧 表

3-2 (平成15年度)

情報 月日	工 事 件 名	入札 月日	契約額 (千円)	落札率	情報源	契 約 者	具体的 措 置
----------	---------	----------	-------------	-----	-----	-------	------------

5/26	金沢駅東広場シティゲート建設工事	5/26	353,850	96.8%	匿名 (FAX)	予告された落札業者に同じ	①⑥⑧
6/16	中央通町地内道路修景整備工事(その1)補助及び単独並びに(その2)補助及び単独並びにガスパ管及び配水管改良工事	6/16	85,890	96.9%	個人 (手紙)	予告された落札業者に同じ	①⑤⑥ ⑧⑨
2/12	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(ポンプ設備)	中止	—	—	匿名 (FAX)	/	③⑨
2/13	平成15年度浅野第3ポンプ場電気設備工事	中止	—	—	匿名 (FAX)	/	③⑨
3/23	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(ポンプ設備)	3/23	1,759,800	88.7%	匿名 (FAX)	予告された落札業者に同じ	①④⑥ ⑧
	平成15年度浅野第3ポンプ場機械設備工事(沈砂池設備)		756,000	94.7%		予告された落札業者以外の業者	
	平成15年度浅野第3ポンプ場電気設備工事		2,738,250	92.8%		予告された落札業者に同じ	
3/26	寺町雨水函渠築造工事(補助)及び寺町1丁目外2町地内舗装復旧工事(単独)	3/8	352,800	94.9%	団体 (FAX)	予告された落札業者に同じ	①⑤⑥ ⑧⑨

談 合 情 報 一 覧 表

3-3 (平成16年度)

情報月日	工 事 件 名	入札月日	契約額(千円)	落札率	情報源	契 約 者	具体的措置
9/3	平成16年度臨海水質管理センター4号汚水ポンプ電気設備工事	9/3	88,200	94.2%	匿名 (FAX)	予告された落札業者に同じ	①⑤⑥ ⑧⑨
9/22	平成16年度臨海水質管理センター4号汚水ポンプ設備工事	9/22	107,100	92.7%	匿名 (FAX)	予告された落札業者に同じ	①④⑥ ⑧⑨

談合情報の具体的措置

①	予定通り入札を執行	⑥	入札前入札参加者から誓約書取得
②	入札延期 (同一業者により後日入札実施)	⑦	入札後入札参加者から誓約書取得
③	入札中止	⑧	入札時に談合を行っていないこ

	(後日、再度公告して入札実施)		とを口頭で確認
④	入札前事情聴取実施	⑨	公正取引委員会へ通知
⑤	入札後事情聴取実施		

以上のように入札における不公正取引の防止という観点から見ると、金沢市においても予定通りの業者が落札していることや高落札率の傾向が見られる。また平成16年10月1日以降に、談合の事実を指名業者の一部が入札後に認めた談合情報も出てきた。

談合は結果として特定の業者を利する上、落札価格の高値安定等の弊害は図り知れないものがあるといわざるを得ず、談合の機会を出来るだけ排除するため次の諸点に考慮せねばならない。

- (1) 入札参加者のベースを拡大すること。
- (2) 入札参加者が誰であるのか判らないようにすること。  
(業者同士の接触機会を排除する)
- (3) 指名競争入札のような官制による参入機会の排除をしないこと。
- (4) 制度設計が透明性の高いものにする。

以上のことを考慮すれば自ずと一般競争入札(必要によっては制約付一般競争入札)に帰着する。一般競争入札による事務量の増加は電子入札制度等IT化の推進により対応可能であり、不良不適格事業者の排除は審査・監督・検査体制の強化充実等で対応し得ることであり、一番のメリットは業者同士の不必要な接触を排除し透明性がより高まることと考えられる。指名競争入札の指名選考等の時間は審査・検査のより充実に振向けられる可能性がある。

#### 指摘事項

金沢市の入札の90%以上が指名競争入札となっているが、予定通りの業者が落札していることや高落札率の傾向が存在し、談合を認めた業者も出てきた(平成16年10月1日以降)。不公正競争の防止、公正競争にもとづく合理的価格の形成のため、電子入札とセットにした制約付一般競争入札を原則とすべきである。

#### ⑤ 監査結果2(低入札価格調査制度)

金沢市契約規則第15条で「最低制限価格制度」を定め又第14条に於いて「低入札価格調査制度」を定めている。これは、業者間の過当競争の防止と工事品質の低下を防止する為のものとして入札価格の下限について定めたものである。

最低制限価格は、予定価格の10分の7.5以上とされ、又低入札価格調査基準価格は、予定価格の10分の8.5を超えず、かつ3分の2を下らない範囲内でその都度定めるとしているが、予定価格5,000万円以上の入札についてのみ、低入札価格調査制度導入の下、低入札価格調査を前提に調査基準価格以下でも調査の上適正施工が確保できると判断したときは落札者を決定し、予定価格5,000万円未満では最低制限価格を予定価格の75%で画一的に足切りしている。

下表に示す過去の低価格調査事例によれば、いずれも異常に低い入札価格に該当する理由有りとして否決した例はなく、その落札率も予定価格の75%以下が6件中4件あった。提出された理由書中施工可能としている理由は、一部特殊事情があるとはいえ、競争優位そのものと考えられる。従って低入札価格調査制度の趣旨の徹底を図るためには予定価格5,000万円

未満の足切りをすることに合理的な理由がない。監査人が考えるに低価格が問題なのではなく、落札価格が過当競争といえるほど低いかどうか、その受注によって落札業者が財務的に問題が生じ施工に影響を及ぼさないかどうかであり、より競争的な価格提示をしたこと自体は入札制度が求めるところであると考えられる。

## 低価格調査事例

入札 年月日	工 事 件 名	価 格				低価格の 理由
		予定価格①	基準価格②	落札価格③	③/①	
16. 2. 9	H15年度大桑町地内(73工区) (20-2工区)及び(20-3工区)管 渠築造工事その他工事	千円 63,325	千円 48,825	千円 38,745	% 61	注①
15. 10. 1	H15年度湊1丁目地内(30工区) 及び(11-11)管渠築造工事	81,165	60,375	49,350	61	注②
15. 9. 19	H15年度松村4丁目地内(9-9工 区)管渠築造工事並びに松村 第二土地区画整理地内中圧ガ ス管内工事	110,628	86,835	76,545	69	注③
15. 8. 12	湯涌地区上水道整備事業東荒 屋配水池築造工事	98,805	83,895	76,650	78	注④
16. 2. 9	金沢駅東広場情報発信機器設 置工事	197,400	167,790	155,085	79	注⑤
15. 10. 15	大乘寺丘陵総合公園整備工事 (その1)他	141,960	110,397	89,460	63	注⑥

提出された理由(概略ポイントのみ)

## 注①

1. 本社・倉庫・資材置場が現場に近いことにより、共通仮設費を削減可能。  
自社所有の機械のみでほぼ施工が可能である。
2. 現在、元請手持ち工事がないため、一部工種を除き、自社社員での直轄工事施工が可能であるため、労務費の大幅削減可能。その他現場管理費的な部分についても外注に頼らず、社員全員で取り組むことにより経費削減可能。
3. 材料・骨材等の資材購入において変更要素が少ないため、一括納入ができコスト低廉化につなげている。また取引している資材納入業者には、過去より現金決済している関係上、信頼度が高く、特別に安価での提供を得ることが可能である。

## 注②

1. 当社は、当該工事に関し、推進用止水器・揺動用埋設ケーシングの製作を自社で行える県内唯一の専門会社であり、推進工事の工事実績も豊富。
2. 下水道工事に伴う資材を経営資源として常備。設備機械のほとんどを自社で賄っている。また、現在の手持ち工事のほとんどが竣工間近である関係上、必要な設備機材をすべて本工事に投入可能。
3. 必要とされる有資格者を直接雇用し、労務費をコスト削減。また、自社協力会を組織



して外注工事を発注するため、下請費用を削減可能。

4. 一般管理費は年間施工高ベースで考えているため、本工事は極力抑えた形で計上しています。

注③(注①②に掲げられたものは省略)

1. 公募型競争入札であるために、競争相手の価格競争が全く予測できない中、受注に対し強いモチベーションで臨んだ結果、低価格な積算となる。
2. 工事費の算出方法は、積算基準とは全く異なった考え方をしている。  
直接工事費において、設計額に対する見積り金額は約80%と比較的高いため、標準的な施工が可能と判断できる。
3. 工事現場内に自社所有地があるという地理的条件を最大限に活かし費用を削減。  
また、工事日程が短縮され労務費等の削減が可能。

注④(注①～③に掲げられたものは省略)

- 1 直接工事費は、設計金額と比較しても大きな差はなく(設計金額との比較94.46%)、経費に関しても施工時期や現場との距離の近さ、自社の労務者及び重機等の活用、専属協力会社の協力により施工可能

注⑤(注①～④に掲げられたものは省略)

- 1 北陸(石川県)の顔である金沢市での納入実績(大型映像)を作る為。

注⑥(注①～⑤に掲げられたもの以外の理由なし)

一方最低制限価格を定めた入札において、落札価格が最低制限価格に張り付いている例が多数見られる。(例えば、平成15年度建築工事において10件(最低制限価格と同額で入札した業者数 1入札当り平均2.8社 最大7社))

これらの事実から以下の如く考える

#### 意 見

入札において公正な競争により合理的な価格形成が行なわれるためには、低入札価格調査制度の趣旨の徹底を図るため調査価格を一律予定価格 5,000 万円未満で足切りすることなく、工事の種類、応募者のランクによっては、下げるべきである。また最低制限価格制度においても、最低制限価格の下限を工事の種類に応じ、75%以下に下げるべきである。

## 第2項 工事入札後の監督・検査

### ① 監査要点及び監査手続き

地方自治法234条の2には、契約の適正な履行を確保し、給付の完了等を確認するため、必要な監督又は検査をしなければならないとされており、金沢市の契約規則において、監督員(第36条) 検査員(第37条)の一般的職務が定められている。

平成14～15年度に完了した工事の中から一部抽出し・中間検査調書・工事検査調書・現場代理人・主任(監理)技術者選任届等を閲覧し経営事項審査で届けられた技術者名簿等との関連を確認監査した。

### 参考 監督員 (金沢市契約規則第36条)

- 1 監督員は、必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき当該請負契約の履行